



大津市公報

令 和 8 年 4 月 1 日
号 外 （第 29 号）

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

45	大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則	1
46	大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則	2
47	大津市立認定こども園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則	2
48	大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則	2
49	大津市児童福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則	5
50	大津市障害者福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則	5
51	大津市老人福祉負担金徴収規則の一部を改正する規則	5

規 則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。
令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第45号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1項を削り、同表第2項の表パワーアップ・地域活動応援事業補助金の項中「学区自治団体等」を「市民団体等又は学区自治団体等」に改め、別表第2項の表幼児2人同乗用電動自転車購入費助成金の項を削り、別表第2項を同表第1項とし、同表第3項の表社会的事業所等用地等賃借料補助金の項を次のように改める。

通所系障害福祉サービス事業所等用地等賃借料補助金

通所系障害福祉サービス事業所等を設置している者が当該通所系障害福祉サービス事業所等の用地又は建物を当該通所系障害福祉サービス事業所等の運営に参画する者以外の者から賃借している場合に、当該賃借に係る経費の一部を補助し、もって福祉の増進を図ること。

別表第3項の表不育症治療費助成金の項及び先進医療に係る不育症検査費用助成金の項を削り、別表第3項を同表第2項とし、同表第4項の表大学等受験料支援事業助成金の項の次に次のように加える。

結婚新生活支援事業補助金

婚姻を機に始める新生活に必要な経費の一部を補助することにより、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、もって少子化対策を図ること。

別表第4項の表障害児等保育事業費補助金の項の次に次のように加える。

障害児等保育緊急対策事業費助成金

障害児等の保育を積極的に実施する保育所等の設置者に対して助成金を交付し、もって児童の福祉の増進を図ること。

別表第4項の表不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金の項を次のように改める。

不育症治療費助成金

不育症の検査及び治療を受けた者に対し、それらに要した費用の一部を助成することにより、その経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図ること。

別表第4項の表に次のように加え、同項を別表第3項とする。

先進医療に係る不育症検査費用助成金

先進医療に位置付けられた不育症検査のうち将来的な保険適用を見据え実施されるものを受けた者に対し、その検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図ること。

初回産科受診費用助成金	妊娠の判定のために産科医療機関等を受診するのに要する費用を負担することが経済的に困難である者に対し、当該費用の一部を助成することにより、その経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図ること。
-------------	--

別表第5項の表担い手確保・経営強化支援事業費補助金の項の次に次のように加える。

地域農業構造転換支援事業費補助金	地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械等の導入等を支援し、もって地域農業の構造転換の推進を図ること。
------------------	---

別表第5項の表農作物被害防止対策事業補助金の項中「又は営農集団」を「若しくは営農集団又は農業に従事する個人」に改め、別表第5項を同表第4項とし、同表第6項を同表第5項とし、同表第7項の表木造住宅耐震改修等事業補助金の項中「耐震診断」を「耐震診断等」に改め、別表第7項を同表第6項とし、同表中第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、同表第10項の表に次のように加え、同項を別表第9項とする。

感震ブレーカー設置補助金	感震ブレーカーの設置に要する経費の一部を補助し、もって地震発生時における電気に起因する火災の発生の防止を図ること。
--------------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第46号

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

大津市母子保健法施行細則（平成21年規則第78号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

省令第9条第4項の規定による養育医療券（以下「医療券」という。）の再交付の申請は、養育医療券再交付申請書（様式第5号）により行うものとする。

第4条第2項中「亡失した」を「失った」に改める。

別表備考第2項中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立認定こども園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第47号

大津市立認定こども園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大津市立認定こども園における一時預かり事業の実施に関する規則（令和5年規則第60号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。））」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第48号

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則（平成21年規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表備考第2項中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

「
様式第3号中 保険の種類： 自己負担割合： 割 を
」

「
保険の種類： 自己負担割合： 割 所得区分： に改める。
」

様式第5号（表）を次のように改める。

様式第 5 号（第 3 条関係）

（表）

小児慢性特定疾病医療受給者証				
公費負担者番号				
受給者番号				
受診者	氏名			
	生年月日			
	住所			
保護者	氏名			
	住所		続柄	
疾病名				
自己負担上限月額			階層区分	
有効期間				

指定医療機関等			
	交付年月日	年 月 日	
	上記のとおり認定する。 大津市長 印		
附記事項			

様式第5号（裏）中「小児慢性特定疾病医療費」を「保険診療」に改める。

「

様式第17号中

主たる担当医師等の氏名	
-------------	--

を

」

「

主たる担当医師等の氏名	
辞退の年月日	年月日

に改める。

」

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則様式第3号、様式第5号及び様式第17号の規定により調製した書類は、この規則の施行後においても当分の間、使用することができる。

大津市児童福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第49号

大津市児童福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉負担金徴収等規則（平成27年規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に改め、同備考第3項第3号中「第14項」を「第15項」に改める。

別表第2備考第2項中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に改め、同備考第3項第3号中「第14項」を「第15項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市障害者福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第50号

大津市障害者福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則

大津市障害者福祉負担金徴収等規則（平成18年規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第3項第1号、別表第2備考第3項第1号及び別表第4備考第3項第1号中「、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項」を「及び附則第5条の4第5項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市老人福祉負担金徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月1日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第51号

大津市老人福祉負担金徴収規則の一部を改正する規則

大津市老人福祉負担金徴収規則（平成18年規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「この条及び次条において」を削る。

別表第1備考に次の1項を加える。

- 3 被措置者負担額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（一般事務費及び一般生活費（地区別冬期加算及び入院患者日用品費を除く。）の合算額をいう。別表第2において同じ。）を超える場合には、この表の規定にかかわらず、当該支弁額を被措置者負担額とする。

別表第2備考第1項中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。